

## 1 規約について

この規約は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」といいます。）が商標・意匠登録する等知的財産権を有する協会IP（公式ロゴマーク、公式キャラクター、デザインシステム、キャラクター愛称（ミヤクミヤク／MYAKU-MYAKU）等。）について、この規約第2項の対象者が使用権の許諾を受ける際の申請手続、協会における審査基準、対象者の使用条件、使用方法等を定めています。

「協会」は、当該対象者が2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」といいます。）の掲げるテーマを踏まえ、大阪・関西万博の認知拡大、期待感醸成、ブランド価値向上に貢献されることを期待して協会IPの使用を認めるものとします。

## 2 対象者

### 2-1 対象者

協会IPの使用権の許諾が認められる対象者は、大阪・関西万博へ出展または協賛を行う企業・団体とします（協会が認めた構成員、子会社その他企業・団体を含み、以下「出展／協賛企業」といいます。）

## 3 協会IPの使用に関する前提条件

### 3-1 前提条件

出展／協賛企業は、大阪・関西万博が掲げるテーマを踏まえ、協会IPの使用を通じて大阪・関西万博の認知拡大、期待感醸成、ブランド価値向上へ貢献するよう努めてください。

出展／協賛企業は、この規約および2025年日本国際博覧会公式ロゴマーク・公式キャラクター・デザインシステムの各ガイドライン（出展／協賛企業・団体用）（以下、「出展／協賛企業・団体用ガイドライン」といいます。）に従って、協会IPを使用しなければなりません。

## 4 使用区分

### 4-1 協会IP使用区分

今後、この規約に基づき協会 IP の使用権が許諾される使用区分を「ライセンス品」といいます。

令和4年12月28日現在の協会 IP を使用できる「ライセンス品」は、下記協会 IP 使用区分の表に定めるとおりです。(ただし、下記のとおり協賛額による制限があります。)

出展／協賛企業が、協会 IP を、協会が商標登録する区分の商品・役務に使用する場合および意匠登録する物品等として使用する場合には、協会と別途有償のライセンス契約を締結する必要があります。

#### ◆協会 IP 使用区分

使用区分	概要
企業広告※1	出展／協賛企業の企業理念、事業活動、企業のイメージ、社会性等の周知を目的とする広告（媒体には自社の Web サイト、プレスリリース、SNS アカウントを含む）
商品広告	出展／協賛企業が提供する商品・サービスの周知を目的とする広告（媒体には自社の Web サイト、プレスリリース、SNS アカウントを含む）
景品※2	商品やサービスの購入者への特典として無償で配布・提供されるもの
頒布品※2	無償で配布するもので、商品やサービスの購入者への特典として配布されるものを除いたもの
自社使用品	自社内で使用されるもの <例>社員証、名刺、社内報、什器、備品、封筒、ストラップなど

※1 企業広告と認められない使用例

1. 商品の価格、サービスの使用料金、イベント開催の告知等の記載があるもの
2. 商品購入、サービス提供等のためのボタンや申込方法、購入窓口、連絡先等の購入導線の記載があるもの
3. 商品購入、サービス提供等の販売促進を目的とした文言として協会が判断する記載があるもの

※1 協会は、「5 使用申請手続」の際に、企業広告への該当性を判断します。

※1 企業広告への該当性が不明なときは、下記担当までご連絡、ご相談下さい。

記

機運醸成局 企画部 企画・推進課 ライセンス担当

電話：06-6625-8659

Email : [license-office@expo2025.or.jp](mailto:license-office@expo2025.or.jp)

※2 景品・頒布品を製造する際は、納品価格の10%のロイヤリティが発生します。

◆ 出展者/協賛者毎の使用範囲

・ご協賛金額により使用できる使用区分が異なります。

対象	協賛1億円 (税別) 未満	協賛1億円 (税別) 以上	協賛5億円 (税別) 以上	パビリオン 出展者
企業広告	○	○	○	○
商品広告 ※1	-	-	○	○
景品 ※2	-	-	○	○
頒布品	○	○	○	○
自社使用品	○	○	○	○
ロックアップデザイン 利用 ※3	-	○	○	○

※1 商品広告での使用は、協賛総額5億円(税別)以上とさせていただきます。

※2 景品での使用は、協賛総額5億円(税別)以上とさせていただきます。

※3 ロックアップデザイン利用は、金額1億円(税別)以上からとさせていただきます。

## 5 使用申請手続き

### 5-1 使用申請手続きについて

- ・ 協会 IP の使用申請手続きは下記の手順で進めてください。なお、協会は使用申請手続きに要する費用を一切負担しません。申請者の負担でお願いします。

#### ① 誓約書の提出

- ・ 出展/協賛企業は、初めて申請書を提出する際にはこの使用規約の内容を確認し、この内容を遵守する旨を記載した「誓約書」を提出してください(出展/協賛企業は、押印欄には契約締結の際に使用した印章(届出印等)での押印をお願いします)

す。)

## ② 申請書提出

- ・ 出展／協賛企業は、該当する使用区分ごとの「申請書」のファイルを添付して協会の受付窓口にe-mailで送信してください。
- ・ 協会は、申請書の内容を確認後、出展／協賛企業に各IPのデータを送信します。なお、提出された申請書類のファイルを出展／協賛企業に返却しません。

## ③ デザイン審査

- ・ 出展／協賛企業は、出展／協賛企業・団体用ガイドラインに基づいて協会IPが使用されるライセンス品のデザインを作成し、デザイン案を協会の受付窓口にe-mailで提出します。
- ・ 協会は、必要な場合には、協会IPの表示を出展／協賛企業・団体用ガイドラインに適合するように修正を依頼することができ、出展／協賛企業は、修正したデザイン案を協会に再提出してください。
- ・ 協会は、協会IPの表示が出展／協賛企業用ガイドラインに適合していることを確認できたときに、出展／協賛企業に協会IPの使用権を許諾する旨の通知を送信し、協会IPの使用権（以下、「ライセンス使用権」といいます。）を許諾します。
- ・ 出展／協賛企業は、協会からライセンス使用権の許諾を受けた時点から協会IPを使用することができます。
- ・ 協会は、必要に応じて出展／協賛企業へ試作品の提出を求めることができます。
- ・ 出展／協賛企業は、協会から試作品の提出を求められた際はデザイン案に基づき作成した試作品を協会へ提出します。
- ・ 協会は、出展／協賛企業へ試作品の提出を求めた場合は、提出された試作品がデザイン案に基づいて作成されているか否かについて審査し、それらを満たしていることを確認したときにライセンス使用権を許諾します。
- ・ 協会は、必要な場合には試作品の修正を出展／協賛企業に求めることがありますので、出展／協賛企業は、修正した試作品を協会に再提出してください。
- ・ 協会は、提出された試作品（修正された試作品を含みます。）を出展／協賛企業に返却しません。
- ・ 出展／協賛企業は、完成した製造物を協会へ提出します。

# 6 審査基準

## 6-1 審査基準

- ・ 協会は、次の各号に掲げるいずれかに該当すると判断した場合には、ライセンス使用

権を許諾しません。

- (1) 大阪・関西万博の認知拡大、期待感醸成、ブランド価値向上へ貢献に資すると認められないとき
- (2) 協会IPの使用目的が規約の認める使用目的から逸脱するとき、協会IPを商標登録する区分や意匠登録する物品等に抵触するとき、または使用目的が明らかでないとき
- (3) 環境保護やSDGs（持続可能な開発目標）の観点から相当でないと明らかに認められるとき
- (4) 特定の政治、思想、宗教等の活動目的に利用されるおそれがあるとき
- (5) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがあるとき
- (6) 不当な利益を上げるために利用されるおそれがあるとき
- (7) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき
- (8) その他、協会IPの使用が不適切であるとき

## 7 協会 IP 使用の条件

### 7-1 基本条件

- ・ 協会は、出展／協賛企業に対し、許諾期間内に限りライセンス品に協会IPを使用する権利を非独占的に許諾します。
- ・ 協会IPに係る商標権、意匠権、著作権その他の知的所有権は、すべて協会に帰属しています。出展／協賛企業はこれに対して一切の異議を申し立てません。
- ・ 出展／協賛企業は、許諾された協会IPの使用権の全部又は一部について、第三者に再許諾し若しくは譲渡し又は担保に供する等一切の処分を行うことはできません。
- ・ 出展／協賛企業は、ライセンス品のすべてについて、出展／協賛企業・団体用ガイドラインに定められた規格に従って協会 IP を使用しなければなりません。
- ・ 出展／協賛企業は、必要な場合には、協会と協議の上賠償責任保険に加入しなければなりません。
- ・ 出展／協賛企業は、承認された目的のために、日本国内および海外で協会 IP を使用することができます。
- ・ 出展／協賛企業は、ライセンス品を出展／協賛企業以外の者の商品、景品、頒布品、広告、自社使用品として使用しようとする者に対し、ライセンス品を提供してはなりません。
- ・ 出展／協賛企業は、協会及び協会 IP のイメージ又は評判を損なうような態様でライセンス品を提供してはなりません。
- ・ 協会は、出展／協賛企業が提出する申請書の協会 IP 使用情報に記載された内容が遵守されているか否かを調査するため、出展／協賛企業に対し、いつでも協会 IP を使用す

る商品に関する取引書類の提出を要求し、これを自ら検査することができるものとします。

- ・ 出展／協賛企業は、第三者が協会 IP を侵害し又は侵害しようとしている事実を知ったときは、直ちに協会に通知するものとします。

#### 7-2 法令の遵守等

- ・ 出展／協賛企業は、協会 IP に適用される日本国（外国においてライセンス品の製造が行われるときは、その外国又は地域を含みます。）の法令規則等を遵守し、協会 IP を使用しなければなりません。

## 8 使用料について

### 8-1 使用料

- ・ ライセンス品のうち、自社使用品、企業広告、商品広告の使用区分の範囲内での協会 IP の使用料は無償とします。
- ・ 景品・頒布品を製造する際は、納品価格の10%のロイヤリティが発生します。

## 9 免責

### 9-1 損害賠償請求等への対応

- ・ 協会は、協会 IP の有効性、及び協会 IP の使用が第三者の権利を侵害しないことについて、何らの保証もしません。
- ・ 出展／協賛企業は、協会が次の各号のいずれかに起因する事由により第三者から損害賠償を求められたとき又はクレーム（製造物責任法に基づくクレームを含みます。）を受けたときには、それらについて自らの責任において処理し解決し、協会に対して迷惑及び損害を及ぼさないようにしなければなりません。
  - (1) ライセンス品の安全性（原材料、成分表示、製造方法、品質管理、表示を含むすべてに係わる安全性をいいます。）
  - (2) ライセンス品の品質
  - (3) ライセンス品の使用
- ・ 協会は、前項各号のいずれかに起因する事由又はそれらに関連して生じた事由により出展／協賛企業が被るすべての損失について、一切の責任を負いません。

## 10 ライセンス使用権の解除及びその後の措置

### 10-1 解除等

- ・ 協会は、出展／協賛企業が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認められる場合には、何らの催告を要することなく、ライセンス使用権の許諾を解除し、出展／協賛企

業に対して協会IPの使用を禁止することができます。

(1) ライセンス品が4-1の使用区分に違反するとき

(2) 出展／協賛企業又はライセンス品が6-1に掲げるいずれかの場合に該当することが判明したとき

(3) 協会に提出した書類に記載する使用量（個数）を超える使用をしたとき、その他提出書類に虚偽の記載があったとき

(4) その他この規約の内容に違反して協会IPを使用したとき

- ・ 出展／協賛企業は、ライセンス使用権の許諾を解除または使用が禁止された場合、協会に債務を負うときはその全額を直ちに協会に支払わなければなりません。

#### 1 0-2 廃棄処分

- ・ 出展／協賛企業は、1 0-1によりライセンス使用権の許諾を解除され、協会IPの使用が禁止されたときは、すみやかにライセンス品の使用を停止し、ライセンス品から使用した協会IPを除去し、それらの物品を廃棄処分しなければなりません。

## 1 1 ライセンス使用権の許諾の有効期限

#### 1 1-1 ライセンス使用権の有効期限

- ・ ライセンス使用権の有効期限は、申請の都度定めるものとします。

## 1 2 雑則

#### 1 2-1 内容変更の手続

- ・ 出展／協賛企業は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、e-mailにより、速やかにその旨を協会に連絡します。なお、ライセンス品のデザイン変更、物品の追加、数量の追加（ただし、名刺は除きます。）等は、内容変更の手続きではなく、新たな申請手続きが必要となります。

#### 1 2-2 使用規約の変更

- ・ 協会は、この規約の一部を改正することがあります。
- ・ 改正された内容は、新規の申請から適用します。
- ・ 協会は、この規約を改訂したときは、その内容を出展／協賛企業に通知その他適切な方法で告知します。

#### 1 2-3 書類の提出先

- ・ この規約に定める申請書類等の提出先は、協会の次の部署とします。

〒559-0034

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎43階

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会  
機運醸成局 企画部 企画・推進課 ライセンス担当  
電話：06-6625-8659  
Email：license-office@expo2025.or.jp

#### 附則

(施行期日)

1. この規約は、令和4年1月31日から施行します。
2. 令和4年4月18日改訂規約は、同日から施行します。
3. 令和4年12月28日改訂規約は、同日から施行します。

#### 誓約書

申請書一式

- ・【共通】問合せ書式
- ・【景品・頒布品】申請書
- ・【広告】申請書
- ・【自社使用品】申請書